

大月市景観計画 第2回策定委員会 議事録

日時：平成24年3月2日（金）

14:00~17:15

場所：大月市民会館4階会議室

【1】開会

- ・略

【2】委員長挨拶

- ・略

【3】会議資料一覧

- ・ 第2回策定委員会資料
- ・ 資料1 大月市景観計画策定について
- ・ 資料2 広報おおつき2・3月号
- ・ 資料3 第1回策定委員会会議録
- ・ 資料4 大月市の景観を考えるまち歩きについて
- ・ 資料5 大月市 景観ガイドプランー概要版ー（抜粋）
- ・ 資料6 山中湖村景観計画（概要版）

【4】議事次第

- (1) 大月市景観計画策定について
- (2) 大月市の景観資源の整理・把握
- (3) 景観構造から見た景観特性の把握
- (4) 景観形成における課題の整理
- (5) 景観計画の理念と目標
- (6) 大月市の景観を考えるまち歩きについて

【5】議題

(1) 大月市景観計画策定について

- ・ 会議資料に基づき、事務局より説明

○議題に対する質疑応答

委員長：「景観計画策定委員会傍聴について」いかがでしょうか。

委員：「(1) 傍聴の定員は、概ね5人」という、表現は今回の会議にはぴったりくるかと思えますし、妥当かと思いました。

委員長：それでは、傍聴に関しては承認ということで、ホームページ等でお知らせをして、具体的には次回から行います。

事務局：広報とホームページにてお知らせします。

委員長：「景観計画策定委員会の議事録について」ですが、これに関しては、前回、委員長に一任し、委員長がチェックしてということに致しました。

私がチェックしてからこの委員会まで時間があり、また、別の資料も事前に配布されておりますので、それと一緒に議事録も配布して、もしも疑問があったら、委員会に出して頂くようにしたらよいのではないのでしょうか。今回も委員会資料と一緒に出すことは、たぶん可能だと思いますので、私からの再提案となりますが、事前に私がチェックして、それを皆様にお配りして読んできていただき、この場でチェックするということが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

次に庁内検討委員会で開いて検討していただいた結果についてご報告を受けました。庁内に専門家の方がいらっしゃるわけで、空き家や空き地をどうするか、休耕地、そういうところをどうするかなど、景観上もかなり大きな問題がでてきていますが、他にもっといろいろでてきたのですか。

事務局：今回資料では、固有名詞ははずさせていただきました。例えば、市民会館等の固有名詞をはずさせていただきました。

委員長：それは今回の資料は、修正されているということですね。できれば、庁内検討会などに出てきた意見も箇条書き等にしておくと、参考になるかと思えます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、資料1の2番の景観行政団体についてですが、前回疑問に出されたことを補足していただいたということですね。

資料1の3の「大月市第6次総合計画」との整合性についてと、4番の「平成10年に実施されたアンケート調査を今回の景観計画で利活用する」ことについては位置づけがよくわからなかったのですが、報告ということでよいのでしょうか。総合計画には書いてあるのですか。

事務局：3の後半のところ、「今回24年度を初年度とした後期基本計画では」とありますが、このような形で昨年からはじめました。

委員長：総合計画に書き込まれているということで、これはこれでよろしいですか。それでは、最初の議事の1は、これでよろしいでしょうか。

(2) 大月市景観資源の整理・把握

・会議資料に基づき、事務局より説明

- 1) 自然的景観資源の整理・把握
- 2) 歴史的景観資源の整理・把握
- 3) 都市的景観資源の整理・把握
- 4) 心象的景観資源の整理・把握

○議題に対する質疑応答

委員：景観というと、小さなものにはなかなか目が向けられにくいですが、これからはそのようなものが重要ではないかと思います。例えば、野生の動植物、特に野草などは、かなり貴重なものも市内に生息していますし、市内の方で、大月市に、スマレが30種類あると確認している方がおり、そういった資料を利用して、大月を「スマレの里」という感じで、売っていきたいと、頑張っている方もおりますので、そういう視点も入れていきたいと思っています。

委員長：カタクリの群生地もあるというが。

委員：生息している箇所を明かにしてしまうと、翌年、翌々年にはガクッと減ってしまう恐れがありますので、取り上げ方も難しいなとは思っています。景観全体の中で、取り上げ方に工夫が必要ではないか。市内全体をみてもこの標高に生息するスマレとか、色々な種類もありますから、そのようなものに目を向けていくのもよいかと思います。

委員長：ありがとうございます。

委員：景観の捉え方が、人により違います。例えば、第1回に事務局から、配布された資料の3、最初のページの中で、写真で示し「この景観からどのような印象を受けますか」と事務局から問いかけがあり、「アッ寂しいな」と感じる方もいると思いますとコメントがありました。私を感じたのは、「電線がたくさんあって汚い」ということでした。

本日、出席している委員さんのみなさんの景観の捉え方が様々なので、今後どのようにまとめていくのかなと、第1回委員会の時に最初に思いました。

例えば、先ほど委員の方より、植物のことを言われましたが、私も植物が好きで、色々な種類を育てています。山に登った時に、色々な花が咲いているので、名前をいいながら登ったりしていますが、たいがい男の方はあまり、植物に詳しくないように思います。

山に登ることが楽しい、山に登ったときに生えてる植物、動植物が、自分の興味によって見るものが全然違うので、景観の捉え方が変わってくると思います。

私は、植物が荒らされるのが嫌で、珍しい植物を掘る人がいるので、引率者の方が、「トルのは、写真だけにしましょう」といわれますが、なかなかそのようにはならなくて、ルールとガイド必要だといつも思っています。貴重な動植物を守るためには、保護が必要だと感じています。景観を守るためにも、色々な規制がかけられないと守れないものが沢山あるなど、日々感じています。

委員長：大変、難しい意見をいただきましたが、電線に関しては、比較的景観の

課題にはなりやすい。地中化をするには、お金がかかり大変かと思うが、景観計画の一つのテーマですね。

野草など取り込めれば、大月市の景観計画の特徴になり、面白いかもしれません。よい意見、アイデアをいただきました。他にはいかがですか。

委員長：休耕地のような問題が、庁内意見にも出てましたが、農業景観みたいなものは、この整理では、自然的景観に入っているのでしょうか。

事務局：休耕地、空き家の問題については、自然的景観というよりは、都市的な問題かという気がしています。

委員長：第2回策定委員会資料の8ページの都市的景観の中に入っているのですか。

事務局：特色ある街並みの中に、休耕地の増加により荒らされた農地であったり、農業集落であったりする形で入れられるかな、と思います。

資源は、良いものも、悪いものも資源なので、難しいところではあります。ご意見を頂き、課題の中では今後よりこんで検討していく必要があると思います。

委員長：今だされている課題整理は、プラス面ということですね。

事務局：基本的には、プラス面だと思います。

先ほどもお話しをしましたが、一つの物を見て、綺麗だったり、汚なかったりのご意見が違うと思います。現在、駅前を整備していますが、あの前の通りを見て、「ああ懐かしい大月に帰ってきた」と思う人や「人が居なくて寂しいな」と思う人がいると思います。

感じ方はいろいろあって難しいところですが、意見をいただき、今後課題の中で盛り込んでいけたらと思います。

委員長：いかがですか。

委員：休耕地の話ですが、場所によっては景観の重要な要素になると思うが、人口が減り、高齢化が進み、一年ごとに田んぼなどが減っている状況だと思います。そのようなものも、景観の観点から計画として保全する対象に考えたいと思っております。

私などは、とりあえずそのようなところを食止めたいと、自分で少し始めています。色々な政策的な手立てをすれば、ある程度は休耕地になっていかないようなことも出来るのではないかと思うのですが、そのようなことも、景観計画の中に盛り込めると考えていいのでしょうか。別な方面の政策にもなるかとも思えるのですが。

事務局：農業の問題、空き家の問題などは非常に大きな問題で、景観側面からだけでは十分な手当てが出来ないのが本当のところだと思います。

ただ、景観を形成していく時の問題意識としてそのようなものがあるのだと示して、農業振興のプランはどうなっているのかとか、定住化に関し

てどのように考えているのかなど、横の連携を取りながら、行政全体で進めていく必要があると思います。

委員：庁内検討委員会からですが、今農業振興という言葉がでましたので、荒廃する農地を減らす為に、色々な施策を打っているもののどんどん進んでいる状態にあります。

新規就農とか、昔から農地銀行といわれる制度などもあり、やりたい方がおられれば、そのようなお世話をしていき、田んぼを減らすのを食止めようという意見も、庁内検討委員会でも出ました。そのようなことと景観計画が、どこにどう位置づけられるのか、庁内検討委員会でも解らずにいます。そのへんを教えて頂けるといいかと思いますがいかがでしょうか。

委員長：たぶん出来ると思います。山梨県にて作成した美しい県土づくりガイドラインの中に、国や県による支援方策ということで、どういう景観の構成要素に支援するか、山の景、水の景、道の景、農の景等と沢山あり、農の景の中には、耕作放棄地の再生、活用の促進というのがある。

結構支援メニューはありそうな気がしますので、この辺を位置づけていたらと思いますので教えていただけることがあればお願いします。

委員：農業面では、農業関係の支援をする形になります。景観計画を作る中で農業的な荒廃等に対して取り組んでいきたいと思いますというかたちで位置づけられていれば、担当部局への働きかけが、より積極的に出来るようになると思います。

具体的に計画の中で、荒廃地をなくそうということなら、それについての支援制度があるのかといわれますと、それは既存の中の制度をうまく活用していくということの、一つの契機になる程度までしかないかと思われまます。

例えば、県として農政部の対応はあるが、同じ状況になった時に、ただ単に荒廃しているところがあるというところより、景観計画の中で位置づけがあれば、優先的に何らかの施策を考えて見ましょうということで、次のステップに結び付きやすいと思います。

委員長：それも踏まえて景観計画に盛り込んで考えていくのがよいかと思います。他にいかがでしょうか。

委員：誰が見ても景観を損ねているのは、ゴミだと思います。例えば、古タイヤが山林に捨ててある。缶などの小さなものを拾ってくるのは誰からも文句をいわれないし、お金もかからない。人数も大規模にもでき、個人でもできる。驚いたのは、山林に自動車が捨ててあり、びっくりした。

そうすると、土地所有者もいるので、勝手に処分することも個人的には出来ない大掛かりなものだが、ゴミだったら綺麗にし、気持ちよく出来る。

一例をあげれば、国道を走るとすごい数ののぼり旗が立っています。それも古く、こののぼり旗を頼りに入るのかなと思うくらいのはぼり旗が立っている。

あと、壊れかかった看板もそのままです。何を書いてあるかわからない看板とか、道路の方に看板が出ていて、落ちたらどうなるのかなと不安になる。

また、色の規制がないので、いつも道を走っていて、何でこんなに汚いのだろう、どうして片付けないのだろうと思います。

国道沿いで既に廃屋になっているお店の看板など、これは一体どこが片付けるものなのか、行政になるのか。最初に設置した人がやっていないのならきちっと片付けて、元どおりにすべきだと思いながら、いつも走っています。こうしたことについて、皆さんにとのよう思っているか聞きたいのですが。

事務局：市の対応で、まず、ゴミの対応ですが、生活環境課がシルバー人材センターに委託して、ブルーの回転灯の車で随時2班に分かれてパトロールしています。テレビなどのゴミがあれば拾って片付けをしています。どうしても全部は回りきれないので、通報があれば行ったりしてゴミについてはそのようにしています。看板につきましては、県でパトロールしています。

委員：看板について、所管する担当ですのでお答えします。

看板については、山梨県屋外広告物条例というのが、かなり前から施行されていて、一定基準の看板は、全て許可が必要となっています。

許可についても、地域、地域によって、例えば、今回話題になっている景観をもっと守っていこうと、自然公園法で、特別地域に指定されているところとか、商業地とは基準が異なります。許可が必要になる行為なのですが、ほとんどが未申請の状態にあるのが現状です。

取り組みとしては、道路沿いに立てられている、捨て看とよばれる立て看板を中心に撤去を進めてきたが、最近そのような看板がかなり減ったと思います。今後屋外広告物に対しての取締りにつきましては、来年度からは、各管内に違法看板や無届の看板に対して、順次地域を定めて、適正に条例にあう規模で、申請をしてもらい取組みを行っていきます。

これにつきましては、山梨県の景観条例もありますし、特に富士山の世界遺産の関係がありまして、全県的に広告物の整備ということで取り組んでいこうという計画でいます。

先ほどの古くなった看板は誰が撤去するのかという問題は、広告主に取っていただくのが大前提になると思います。そのような指導も合わせ行いますが、廃業してしまったものに関しては、もうお金をかけたくないのが

人情であり、今後の努力となります。

委員：「外すのにお金がかかるから、やだよ」と言ったら、それで終わりということですか。景観を損ねていても、「うちではお金をかけられない」と言ったら、「ああそうですか」ということですか。

委員：それは「取ってください」と何回も言うしかありません。「いやです」といわれて「はいわかりました行政で取ります」というと、皆さん「取ってくれ」ということになります。

そのへんを具体的にどうするか、今は決まっていますが、地域でこのような計画が盛り上がり、地元の景観を守っていきましょうという機運が高まれば、そういう方の意識も改善されてくるのではないかと期待をしています。

委員：それでは先ほどの屋外広告物の申請について未申請が多いといわれましたが、「未申請ですよ」といった時に、「では、申請します」といえば、OKなんですか。

委員：申請に関しましては、基準があります。や基準以上に大きかったり、道路にはみ出して危険なものは、申請を受けても許可出来ず、大きさなどは、是生の対象になります。

委員：色については、対象にならないのですか、赤だろうが、黄色だろうが、キンキラだろうが。

委員：具体的に、国立公園の特別地域になっている箇所では色の規制がありますが、大月市内でいきますと、今のところそこまでは厳しくはないです。

(3) 景観構造から見た景観特性の把握

・会議資料に基づき、事務局より説明

- 1) 「めじるし」となる景観特性（ランドマーク）
- 2) 「ふちどり」となる景観特性（エッジ）
- 3) 「みはらし」の景観特性（ビューポイント）
- 4) 「まじわり」の景観特性（ゲート・ノード）
- 5) 「みちすじ」の景観特性（パス）
- 6) 「まとまり」の景観特性（エリア）

○議題に対する質疑応答

委員長：いささか大きな話で意見を出しにくいかと思います。時間も迫っていますので、ここで少し休憩に入り、次にすぐ、景観形成における課題の整理の説明もしてもらってから、景観構造から見た景観特性の把握の質問を出して頂くことにします。

<休憩>

(4) 景観形成における課題の整理

- ・ 会議資料に基づき、事務局より説明
 - 1) 景観の保全に向けた課題
 - 2) 景観の修復に向けた課題
 - 3) 景観の創造に向けた課題
 - 4) 景観の活用に向けた課題

○ 議題に対する質疑応答

委員長：全体としては4つの項目になっていました。保全、修復、創造、活用で、保全というのは、今いいところ—先程いいところを上げましたが—今いいところを保全する。

2番の修復というのは、劣化したり、悪くなってきたところを直すという意味ですね。3つめの創造はこれから新しく創る。4つめの活用は、1、2、3と少し違う意味があります。

基本的には課題整理をもとにして景観計画でどういう施策をつくるか、というおおもとになるところで、一番大事なところですよ。無論これを全部施策化するのには、無理だと思いますが、課題は出来るだけあげておこうと思います。もっとも、この場で課題を全部あげられるということでもないと思いますが、出来るだけ皆さんに、ご意見を出して頂きたいと思います。

少なくとも今までの議論から出てきたことは、野草とスマイレの話も何か景観に結び付けたいのが1点。電柱の地中化が2点目で、屋外広告物が3点目。ゴミの問題が4点。耕作放棄地をどうするかが5点目。最終的に施策化するかはわからないにしても、この5点は課題の中に盛り込んでおいて下さい。

本日は時間もないので、あまり議論も出来ませんが、気づいた点がありましたら委員会の後からも出していただくこととします。課題に関しては、今日で決まりではないというご理解をお願いします。

委員：先ほどの資源の把握のところと言えば良かったのですが、擁壁の保全で、桂川の右岸（都留高側）で、昔はそこに素晴らしい柱状節理でした。富士の溶岩が流れたときの柱の状態です。固まった柱状節理があった。

中学校のころには、教科書にも載った写真が今では全て碁盤の目のようなコンクリートになってしまっている。猿橋公園の上のところに残っているが、それも今は、そろそろ崩れるのではないかと心配もあり、そういうものを是非保存していただきたいということが1点。

猿橋のところには、甌穴もあるのですが、小さな石がぐるぐる回って、

川のながれによって穴が開いたというところがあるのですが、ご存知の方
も居ると思いますが、四十七蒲にも大変綺麗な甌穴がある。20cmか3
0cmの小さな穴ですが、一時は看板が立っていたこともあるが、この間
見に行ったら、汚れて水が溜まっている状態でしたが、是非、保全とか修
復の対象に入れていただきたいと思います。

特に猿橋の柱状節理は、桂川であそこにしか残ってないと思うので、是
非大切にしていきたいと思います。

委員長：この会の前に、見学をさせていただき見せていただきました。ありがた
うございました。他にいかがでしょうか。

委員：保全という面で、大月駅の駅舎があります。現在駅前整備が進められてお
りますが、市の方針で駅舎等は凍結とありますが、日本百選に入った駅舎、
ログハウス風というか、山小屋風というか、あれも一つ景観の保全という
面で、対象に入れば、JRに対して申し出も出来るので、整備計画の対
象に入れてもらえばありがたいと思います。

修復の面でも、周辺の方々に聞きますと、昔は屋根に風見鶏があったが、
雨漏りか何かで風見鶏を取ってしまったようなので、そういうものが修復
の対象だと思います。来外者が一番先に大月に降りて目にする場所です。

委員長：景観計画で風見鶏が付けば、目に見えたアピールになって良いですね。他
にいかがでしょうか。

委員：風見鶏の続きになりますが、入れて頂けるかは別として、大月駅には、昭
和初期ぐらいに、駅前に池があったり、築山みたいなものがあったと聞いて
います。そのようなものがあつたら大月駅のイメージが随分違ってくる
なと思います。

「旧街道の歴史的雰囲気修復する」というところで、違う関係で調査
を行ったのですが、相模湖から旧甲州街道を復活させようという形で、色々
調べたり、歩いたりした経過があるのですが、そういう意味から、JRも
歩く街道として地図的なものも作成していますし、駅から駅を歩くとい
うようなこともやっています。そのようなことも景観と絡んでくると思いま
すので、参考にして頂きたい。

また、歴史的な建物で、星野家住宅はもちろんのことですが、人が住ん
でおりますが、笹子にも本陣が残っています。初狩にも似たようなものも
ある。個別に魅力があるのですが、それ一つでは通り過ぎてしまうことも
ありますので、そのようなものをうまく繋げる形で景観というものを示し
ていければ、今回の景観の計画が生かされると思います。

そこで具体的に計画を作り上げていくことで、繋げるという観点で見
ていただきたいと思います。もう一点、大月市は、20号がメインの道路に

なりますが、歩道が整備されていない部分がありますので、将来的には歩く道も確保されていく方向の景観計画になるといいと思います。

委員長：ユニバーサルデザインの視点も必要ですね。

委員：委員会の進め方ですが、事前に資料をいただいているので、皆さん事前に目を通して、色々疑問点とか聞きたいことをチェックされていると思います。読んであるのでわざわざもう一度説明を受けるのではなく、意見を聞きたいので、そこについて、関わっているところから、補足なり、解らないところを説明してもらったり、お答えいただく形ですすめたらどうでしょうか。

私も2、3回これを読んできたので、解らないところ、意見のあるところをかなり書き込んできました。ここで初めて読むような形では、時間的に惜しいと思うのですが。

委員長：全く説明を聞かないでやるというのも、どうでしょうか。もっともこれは2回ぐらいに分けてやるくらいの量があります。

委員：説明を聞かないのではなく、解り難いところを補足して頂き、説明を最小限にして頂きたいと思います。ほとんど意見を言わないで時間を押しているの、意見を言う時間がほとんどありません。

委員長：説明の時間を圧縮するということですか。

委員：私達は、事前に読んできていることを前提に進めていただきたいのですが。ここで資料が配られているわけではないのに、大変時間ももったいないなということですか。

委員長：わかりました。委員の皆様には、完璧に読んできていただくということで。

委員：それは少し違うと思います。我々の手元には白黒の資料だけだが、コンサルの方がそれなりのカラーの映像を使って説明を受けると、我々も納得する部分がある。もちろん5回10回と読んでくれば頭に入ると思うのですが、我々も、そこまでの時間はないので、ここで最低限の説明を受けないと、策定委員会というものですから、そこは、まずいかと思います。

委員：それでは3回目からは、資料はあまり無いということですか。

委員長：そんなことはないと思います。もっと多くなる可能性があります。

委員：2時間だと厳しいのではないかと。

委員長：それでは、最初に質問を受けて、その後説明をする、とか。

事務局：基本的には、時間の使い方だと思いますので、もっと議論の時間をとるべきだということですか。

委員：最初の何回目までは、勉強の時間ですというコンセプトならそれで良いのですが、進め方がわからないものですから。

事務局：皆様に事前配布して目を通して頂いているということ、ご理解いただけ

ると思いたいところですが、私どもの文章が必ずしも皆様にうまく伝わっているか不安ですので、少し説明させていただきたいのが正直なところです。

ですから、少し説明が長いという話であれば、もう少し短くしようかと、一つのテーマで3分なり5分なりいただき、簡単に振り返り、このようなことが書いてありますと説明して、その上でご議論いただく形でいかがですか。

委員：進め方が分からなかったの、どういう形で進めていくのかの意味を含めてお聞きしました。

例えば、これについてご意見がありますかと司会からいわれても、どのくらい時間が押しているかは分かりますから、あまり意見交換をしない方がいいかな、と。だったら3回目からは、そういう方向でいった方がいいかなと思いました。

委員長：意見を出していただくのが一番の目的で、勉強ではないです。もちろん勉強しながらやらないと出来ませんが。先ほど私が出した代案は、事務局が説明する前に質問をすると、お互いにやり取りがあつて、事務局も少しは圧縮できる可能性はあるし、前もって疑問が解決できるかと思えます。

委員：今日の量は、あまりにも量が多すぎると思う。この内容を2時間で、議論をして、説明も受ける形では、正直無理だと思います。委員の皆さんが、発言しにくい部分があるのかも知れませんが、もっと個別に、それぞれの立場から発言があると思えます。

ただ、なかなかそれも発言し難いところもあり、例えば、景観資源の整理把握というところは、今日の進め方だと、そこにあまり時間をかけないということできていますので、景観資源では、皆さん沢山意見を持っていると思えます。

ですから、もっとあるものをどのような形で拾い上げていくか、時間には限りがありますので、こういう会議の回数を増やせないというのであれば、次の会議までに、今回出し切れなかった意見をメモ書きでもいいから、事務局等に何らかの形で上げていくようなシステムをつくるとかを、今日うまく決めていただければと思えます。

委員長：おっしゃるとおりだと思います。本日は、解決はしないと思いましたが、先ほどご提案くださったように、この後事務局へご意見を出していただくことで、それをコンサルタントがまとめていく形でいいのではないかと。

この後出て来るかと思えますが、まち歩きが企画されているはずなので、皆で参加して課題を見つける良い機会となると思えます。

委員：今日の説明を聞いた中では、山のことから川のこと、笹子峠のことから街

の中心市街地まで、今後景観計画を策定するというのは、全市を網羅したものを作るのか、そうではなく、ある程度中心市街地に限定したものを考えているのか、その辺はどうなんでしょうか。

頂いている資料を見ても、お話を聞いていても、すごく全市的な、面的に、全市エリアのものを対象にしているのかなと思える。今話があったように、とてもこの内容では、私達の能力的では着いていけないし、時間的にも難しいと、これを後3、4回でたたき上げてしまおうとなると、こういう委員会を作って諮りましたということだけになってしまい、この場でやる中身は、たいしたことはないということになりかねない。

事務局に伺いたいのは、景観計画策定ということで、市が考えているのは、どのようなものを作ろうとしているのか。のぼり旗の話が出たり、スマイルの話があったり色々出てしまい、的が絞れないのではないかな。だから、時間がないという話にもなるのではないかな。

事務局：第3回の策定委員会で提案させていただく予定ですが、景観計画の区域は大月市全域です。その内で景観形成を重点的に守る所を、皆さんとご相談しながら景観形成重点地区として、大月駅周辺なり、猿橋周辺など決めていきたいと考えています。

委員：これからの作業としては、重点地区に絞った形でいくということなのか。それとも、大月市全体を対象にしていくのか。

事務局：この後説明する予定ですが、お手元の資料に二つの先行事例がございます。同じ景観計画の概要版ですが、中身がちよつと違うという印象を受ける方がおられると思いますが、いかがでしょうか。大月市の良い景観を守っていくには何が必要かという考え方は千差万別ですから、どこに限った計画を作りますよという話ではありません。全域を対象にして、いい景観を守っていくためには、どういう対策が必要ですかということを書いていきます。書いていくにあたりどこまで細かく書けるかの話は、地域の状況で変わってきます。具体的な行為制限を示すのか、方針的なものを位置づけて、意思を示す計画にするのか、場所や内容によって、書き分けていかなければいけないところです。

二つの事例を見ていただいても、Aの市町村では、実に細かいことまで書いてあり、色の指定で、明度が幾つ、彩度が幾つというところまで定められています。対してBの市町村を見ると、少しスローガンの、大きな方針を示し、この方向に向いて皆でやっていこうということが書かれている。

これが、一つの計画に対する自治体間の意識の差というか、問題に直面している度合いの差だと思います。これが大月市内でもあるのではないで

しょうか。計画の対象区域は全域です。ただ、大月の駅周辺であったり、猿橋だったり、そういったところは、住んでいる方、訪れる方にとっても、大月市を印象づけるために重要なところですから、ある程度重点的に検討される地区ではないのかと今の段階では思っていますが、これについてもいろいろと意見があると思いますので、皆さんで話し合っていたきたいと思えます。

委員長：いろいろ進め方に関する意見を頂きましたが、委員長から事務局へのお願いですが、スケジュール的にかなり無理があると思いますので、出来れば次回もう一回入れて、課題の整理と最終イメージを出されたらいかがですか。

今事務局が言われたことで、私も気になっていて、大月市全域を景観区域にすることは決まっていると思うが、その中の、市のご意向は2箇所位に重点地区を定めるのでしょうか。

B市で出ている、10箇所という細かいゾーニングをやったり、3箇所ぐらいに山岳景観エリア、山間景観エリア、田園居住景観エリアとこのような方向もあるので、次回に、課題整理、景観整理、景観資源の整理など、もう少し景観計画に対する大月市の考え方や結論を教えて頂く会合を絶対やって頂きたいことで、この場は納めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(5) 景観計画の理念と目標

- ・会議資料に基づき、事務局より説明

○議題に対する質疑応答

委員長：基本理念、基本目標だと、Bの市町村の概要版にあります「奥ゆかしさと本物を誇る風景づくり」事務局がつくったものより、やわらかいものになっていますが、目標の方は、基本的に骨格は変わらないのではないかと思います。この場で決定ということには出来ませんので、ご意見をいただければと思います。

委員：住みやすいまちづくりという点ですと、暴力団の事務所みたいなものも景観の悪い方に入ると思うのですが、排除とか、つくれないようにさせるとか、そういう力があつたら嬉しいと思います。

事務局：検討課題とさせていただきます。市民課の方で、暴力団の排除について条例化を進めていますから、景観計画とは別な方向で、市の方で対応していると思います。次回報告する形としますのでよろしくご理解をお願いいたします。

(6) 大月市の景観を考えるまち歩きについて

- ・会議資料に基づき、事務局より説明

○議題に対する質疑応答

委員 長：私からのお願いで、私の学生を参加させていただけたらと思っています。
可能だったら宜しく願いいたします。長時間ありがとうございました。
これで議事を終了いたします。

(7) その他

事務局：ご意見を寄せていただく仕組みが取れないかというお話があり、もしこの資料でお気づきの点など、会議で言えてなかった部分があれば、口頭ですと伝わりそこなうことがありますので、文章にして市のご担当の方まで寄せていただきますようお願いいたします。